

消防計画における南海トラフ地震防災規程の作成義務事業所一覧

区分		防火対象物の種類	収容人員
1 項	イ	劇場、映画館、演芸場または観覧場	30 人以上
	ロ	公会堂または集会場	30 人以上
2 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	30 人以上
	ロ	遊技場またはダンスホール	30 人以上
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗	30 人以上
	ニ	カラオケボックス、個室マンガ喫茶・ネットカフェ、テレクラ等	30 人以上
3 項	イ	待合、料理店等	30 人以上
	ロ	飲食店	30 人以上
4 項		百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗等	30 人以上
5 項	イ	旅館、ホテルまたは宿泊所	30 人以上
6 項	イ	病院、診療所または助産所等	30 人以上
	ロ	老人短期入所施設等	10 人以上
	ハ	デイサービス等	30 人以上
	ニ	幼稚園等	30 人以上
7 項		学校	50 人以上
8 項		図書館、博物館等	50 人以上
9 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等	30 人以上
	ロ	イ 以外の公衆浴場	50 人以上
10 項		車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場	50 人以上
11 項		神社、寺院、教会等	50 人以上
12 項	イ	工場または作業場	1,000 人以上
13 項	イ	自動車車庫または駐車場	50 人以上
15 項		前各項に該当しない事業所	50 人以上
16 項		次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの (その一部が 1 項から 4 項、5 項イ、6 項イ、8 項から 11 項、13 項イまたは 15 項の防火対象物の用途で、この用途に供されている部分の収容人員の合計が 30 人以上のもの)	1 項から 4 項、5 項イ、6 項イ、9 項イの施設で収容人員 30 人以上のもの 8 項、9 項ロ、10 項、11 項、13 項イ、15 項の施設で収容人員 50 人以上のもの
16 項の 2		地下街	30 人以上
17 項		文化財建築物	50 人以上